

所々別当制の展開過程

佐藤全敏

はじめに

平安時代、朝廷には天皇の身辺を調える家産機関として、様々な所が置かれた。藏人所や作物所などである。而してこれらの各所には、その統轄者として、王卿や近衛次将、また藏人等が宛てられた。これを所々別当という。こうした所々別当については、以前、別の場で検討したことがあり、ここではおおむね、次のようなことを論じた。第一に、所々別当による統轄のあり方を検討すると、その統轄原理は、当該期の天皇のそれと通底しているようにみえること、第二に、所々別当には二類型があり、九世紀前半までに成立した所の別当には、殿上侍臣や近衛次将が宛てられ、九世紀後半以降新設された所の別当には、藏人が宛てられたこと、第三に、そうした新しい型の別当が成立する背景には、天皇個人に属する家産機関という觀念の成立があったこと、などである。ただし前稿では、紙幅の都合から触れ得ぬ問題が

いくつかあった。また、その後発表された研究によって、そこで述べた事柄の一部については、より明確に論じられるのではないかと考えるようになった。本稿は、そうした諸点について述べんとする、所々別当制に関する補考である。

第一章 所々別当と除目

所々は九・十世紀の交以降、藏人所によって統轄されていた、とみるのが、従来、大方の共通する意見であった。前稿では、いくつかの観点からこうした見解に対して疑問を呈し、各所の別当こそが所々の統轄者ではなかったかと論じた。その際、所々の職員の勤務状態を最終的に把握・管理していたのが、まさしく別当であったことを述べたが、そうした理解は、主に月奏と呼ばれる行事に関する分析から得られたものであった。しかるに同様の理解は、すでに前稿で簡単にふれておいたように、除目における別当の役割からも導き出すことができ

るようである。本稿は、まず、この積み残していた課題から出発することにした。

1 除目と外記・蔵人

はじめに、除目の場に持ち込まれる様々な帳簿・申請書類が、一般にいかなる経路を経て準備されるのかを概観しておこう。⁽²⁾

平安、鎌倉時代の故実書・古記録によると、除目にかかわる帳簿・申請書類が通る経路は、任官枠の種類によって、大略二つに分かれていた。第一は、外記が作成した帳簿や、諸司・個人から外記に提出された帳簿・申請書類が、外記の用意する筥に入れられ、外記および公卿の手によって除目の場に持ち込まれるもの。これは太政官經由と⁽³⁾いってよく、除目の場で初めて天皇に奏聞されることとなる。このルートは、いくつもある任官枠のなかでも、おおむね年労によって給官する方式をとる任官枠群で採用されていたルートであり、律令制本来のあり方につながるものである。⁽³⁾これに対し、第二のルートは、帳簿・申請書類が諸司・個人から蔵人所に提出され、あらかじめ蔵人から天皇に奏聞された上で、除目当日、「御硯筥」の蓋に入れられ、蔵人の手によって除目の場に持ち込まれるものである。この第二のルートは、本来的には、天皇と任官される側との人格的關係にもとづいて給官が行われる際のルートと理解される。玉井力氏が明らかにしておられるように、第一のルートは弘仁四年（八一三）には成立していたことが知られ、その後遅くとも十一世紀末までに形骸化が進み、そこで扱われていた帳簿・申請書類の多くは第二のルートに移行していった。それに対し第二のルートのほうは、十世紀初頭までに整えられたものとみられ、それ以降、徐々にその扱う範囲を拡げていった。

さて、所々の職員もまた、各所でののはたらきを認められて、「四所籍」・「所々奏」といった任官枠を通じ、令制諸司の官人に任じられていった。以下、この「四所籍」・「所々奏」について、二節に分けて検討していく。

2 四所籍と所々別当

まずは「四所籍」について検討する。「四所」というのは、内豎所・校書殿・進物所・大舍人を指す。ここでは所々の問題を課題としているから、以下、さしあたり大舍人を除いた三ヶ所について考えていく。「四所籍」とは、毎年これらの所の職員を、「労帳」にもとづいて諸国の下級国司に巡任する任官枠の謂いであり、またそうした巡任を行う儀の通称である。その儀は、三夜連続して行われる除目儀全体のなかでも、その初夜冒頭に行われた。⁽⁴⁾

まず、四所籍における労帳の提出経路であるが、前田家卷子本『江家次第』巻四、正月丁、除目などによれば、労帳は各所から外記に提出され、いくつかある「外記筥」のうち、普通、第二の筥に入れられて除目の場に持ち込まれた。⁽⁵⁾内豎所・校書殿・進物所はいずれも前稿で旧型としたものであり、これらは外記經由で書類を提出していたことになる。

次に労帳の様式をみてみよう。労帳の様式を、『大間成文抄』第三、四所籍、および『魚魯愚抄』巻第一、外記方上、縣召除目外記筥文に引載されている具体例から抽出すると、おおむね次のようになる。⁽⁶⁾

〇〇所

〇〇籍労帳事

位階 姓名 望申〇〇国〇〇

表I 四所籍勞帳の署所一覽 (*大間=大間成文抄第三、魚魯=魚魯愚抄卷第一)

(イ) 内豎所				(ロ) 進物所					
年	役職	官位	加署者	典拠	年	役職	官位	加署者	典拠
永久三(一一一五)	六位別当	治部少丞	源盛定	魚魯	永久四(一一一六)	執事	不明	藤井久永	大間・魚魯
永久四(一一一六)	六位別当	治部少丞	源盛定	大間・魚魯	久寿二(一一五五)	執事	内膳奉膳 従五位上	高橋秀経	(無署)
保安三(一一二二)	頭	右京進	清原資定	魚魯	應保二(一一六二)	執事	内膳奉膳 従七位上	中原資行	大間
久寿二(一一五五)	頭	主税允	菅野倫時	大間	安元二(一一七六)	執事	内膳奉膳 従七位上	高橋信弘	魚魯
應保二(一一六二)	公文頭	典 鑰	伴 為忠	魚魯		預	内膳奉膳 従五位上	安倍頼員	
	?	木工允	源 定親			執事	内膳奉膳 従五位上	高橋信弘	
安元二(一一七六)	頭	不明	伴 為安	大間		預	内膳奉膳 従五位上	高橋信弘	大間
	預	不明	藤原盛安			執事	正六位上		
		正六位上				執事	正六位上		
		正六位上				執事	正六位上		
		正六位上				執事	正六位上		

(ハ) 校書殿				
年	役職	官位	加署者	典拠
永久四(一一一六)	預	不明	伴 為重	大間・魚魯
久寿二(一一五五)	預	不明	伴 為安	大間
安元二(一一七六)	預	不明	伴 為安	大間

年勞〇年
上日〇日

右、年勞・上日、注進如し件。

年月日 署所

ここではその署所に注目したい。署名者など具体的な内容がわかる
 勞帳は、管見の限り、十二世紀の前半から後半にかけてのものしか存
 しないようである。いま、それらにみえる署名者を整理すると表Iの
 ようになる。

結論からさきに述べれば、この表から次のようなことがいえるもの
 と思う。すなわち、四所籍に提出される内豎所・校書殿・進物所の勞
 帳には、本来、最終責任者として別当が加署していたが、十二世紀前
 半までに別当の署所がなくなっていく、かわって預等が署名するよう
 になっていった、と。

まず内豎所では、永久四年までは「六位別当」が加署していること
 が確認される。こうしたあたり方が少なくとも十一世紀初頭までさかの
 ぼることは、次に掲げる『御堂関白記』寛弘二年(一〇〇五)正月二
 十五日条の記述から確かめられる。

此間、善言朝^臣□申云、内豎勞帳未^レ判。是下別当等取^レ名間也。即
 仰召^レ陣座^臣加名。預等三人取^レ勞帳・簡・硯等^レ參。

これは除目当日の記録であるが、ここでは外記滋野善言の報告によ
 り、当時内豎所の上級別当であった記主道長が、「下別当^臣(六位別当
 ならん)に代わって「内豎勞帳」に署を加えている。ところが表Iに
 みえるように、保安三年になると署名者は「六位別当」から「頭」に
 入れ替わり、應保二年を経て安元二年になると、「頭」に並んで
 「預」も加署するようになっていく。前稿で述べたように、「預」は本

来内豎所には置かれておらず、十一世紀初頭までのあいだに追置されたものである（右掲『御堂関白記』寛弘二年正月二十五日条がその初見史料となる）。

進物所も同様に、永久四年には「執事」・「頭」の奥に「別当」の署所がある。実際の加署はないが、本来別当が署名することになっていくことがここから知られよう。ところが久寿二年になると別当の署所がなくなり、「執事」と内膳奉膳（役職不明）の二人の加署となる。そして応保二年以降になると、「執事」と「預」が加署するようになっていく。内豎所と同じように、進物所には本来「預」は置かれておらず、この応保二年の労働帳が「預」追置の初見史料となる。

最後に校書殿であるが、こちらは永久四年からすでに「預」のみの加署となっている。しかし、やはり前稿で述べたように、校書殿には本来「預」は置かれていなかったから、「預」の加署は、平安後期のある段階以降のことと考えてよい。とすれば、それ以前は「預」以外の責任者が署を加えていたことになり、その場合、内豎所や進物所の例からして、「別当」単独、ないし「別当・頭・執事」の連署であったと推考して大過ないのではないかと思われる。

このように考えてよいとすると、結局、四所籍に提出する内豎所・校書殿・進物所の労働帳には、本来、別当が最終責任者として加署していた、ということになる。すなわち、除目の四所籍においても、所々別当が、天皇のもと、所職員の勤務状態について最終責任を負っていたということができるのである。

3 所々奏と所々別当

次に「所々奏」について検討する。「所々奏」とは、四所籍枠に入

れられていない所々の職員を、「自解」ないし本所の「請奏」によって、諸司諸国の二、三分官に巡任する任官枠の謂いであり、またそうした巡任を行う儀の通称である。儀は、基本的に除目中夜に行われた。はじめに所々奏で扱われる所々を概観しておこう。十二世紀前半までに成立した故実書・除目書類の關係箇所によれば、そこでは次のような所々が扱われることになっていた。

- a 御厨子所
- b (一本) 御書所
- c 画所
- d 大歌所
- e 藏人所
- f 作物所

十二世紀前半以前の故実書・除目書類に明確に規定されている所々は以上である。なお、これとは別に「所々拳奏者」という規定も『西宮記』にはみえる。これはa-fから洩れた所々の職員を指した文言とみられ、現在、平安時代の実例としては、g 酒殿、h 樂所、i 内豎所、が確認される。これらは、十二世紀以前の故実書・除目書類に明確に規定されていないことからみて、本来的な所々奏からはずれるものとみてよいと思われる。なお、iの内豎所は四所籍と重なっているが、おそらく内豎所の職員のうち、四所籍の選出枠に入らなかった者が徐々に所々奏に回されるようになったものである。

さて、こうした所々奏で取り扱われる請奏や自解は、どのような経路を経て提出されていたのであろうか。これについては、一応、『権記』長保二年（一〇〇〇）正月二十二日条、『春記』長久元年（一〇四〇）正月二十一日条、および応徳二年（一〇八五）正月の除目申文目録などにより、少なくとも十世紀末以降、その多くが、基本的に、藏人所経由で除目の場に持ち込まれていたことが判明する。すなわち、四所籍が外記経由であったのに対し、所々奏は基本的に藏人所経由

だつたことが知られるのである。

ただし、ここで留意しておかなければならないのは、そうはいつても、所々奏で扱われる請奏・自解のすべてが藏人所經由ではなかつたとみられることである。

殿上 依_レ勞、任_二内官助・^九若外國掾。是非_二每年事_一。

藏人所 依_レ勞、任_二内官三分。正月不_レ任、二月任_レ之。

同所出納 依_レ勞、任_二外國目。是非_二每年事_一。

御厨子所 依_レ勞、預、任_二内官三分。衆、依_レ姓、任_二外國掾・目。是非_二每年事_一。

御書所預 依_レ勞并姓、任_二内官一・三分。是非_二每年事_一。

作物所 依_レ勞并姓、任_二内官一・三分。是非_二每年事_一。

画所 同_レ前。

一本御書所同_レ前。

滝口 正月、依_レ勞并姓、任_二内官一・三分。或二月任_レ之。

已上所々、藏人頭、奉_レ仰、或仰_二出納_一、或仰_二本所_一、令_レ勤其勞_二、奏_レ之。

今案、所衆・滝口、仰_二出納_一、令_レ勤。其外、仰_二本所_一、令_レ勤歟。滝口・所衆勞帳、兼可_レ令_二勤備_一。驚召令_レ勤時、多致_二擁怠_一。

これは、一〇七七—一〇八七年頃に成立した除目・節会の書、『資仲抄』の逸文である。末尾二行の「今案」以下が『資仲抄』の地の文であり、それより前は、『資仲抄』に先行する記文を引用したものである。いま、その引用部をみると、所々奏で扱われるとされた a から f の所々のうち、d の大歌所を除いた五つの所と、除目竟日に任官される滝口等とが列挙され、これらの所々の「勞」(勞帳)について¹⁷⁾は、藏人頭が催し集めてこれを奏聞すると記されている。ここでとり

あげられている所々のほとんどが、所々奏で取り扱われる所々と重なっていることから、この記文は所々奏に関するものと考えられる。

さて、『資仲抄』に引用されているこの記文が、いつ頃成立したもののなかは未詳とせざるを得ない。しかし、少なくとも平安時代末期以降の史料には見いだせない(所々奏での勞帳)に言及していることや、『資仲抄』自身、そうした勞帳の存在を知らなかつたらしいこと(其外、仰_二本所_一、令_レ勤歟)からみて、この記文は、『資仲抄』が成立した一〇八〇年前後よりもある程度さかのぼるあり方を伝えたものと考えられる。古くは所々奏においても勞帳を必要とする場合があり、その勞帳を扱うのは、やはり藏人であつたことが知られるのである。

さて、この記文でなにより注意されるのは、藏人がその勞帳を扱うとされる対象が、a 御厨子所、b (一本) 御書所、c 画所、e 藏人所、f 作物所の、計五つの所に限られていることである。このことは、本来、所々奏において藏人が関与するのが、この五つの所のみであつたことを示している。すなわち、所々奏で提出される請奏・自解うち、藏人所經由で除目の場に持ち込まれるのは、本来、a 御厨子所、b (一本) 御書所、c 画所、e 藏人所、f 作物所に限られ、d の大歌所はそこからはずされていたと考えられるのである。

ここであらためて、藏人が扱うとされる五つの所に注目してみると、a—c、f は前稿で新型とした所であり、e の藏人所のみが旧型の所であることに気づく。藏人所はみずからが所々奏の請奏・自解を取り扱う所であるため、外記經由とはならず、所々奏に入れられたのである¹⁸⁾。すなわち所々奏は、基本的に、新型の所々のための任官枠と理解することができるのである。

一方、所々奏で扱われるものと故実書に明確に規定されいながら、

『資仲抄』所引の記文によって藏人所經由となされなかつたのが、dの大歌所である。この大歌所の請奏・自解は、もう一方のルートである外記經由で提出されたものと考えざるほかない。¹⁹⁾ところで前稿で述べたように、大歌所は初見を九世紀初頭とし、旧型と理解される所であった。すなわち、藏人所經由・外記經由の区分は、所々の新旧関係によつて整理することができるのである。故実書に明確な規定のない「所々請奏者」についても、おそらくは、新型の所は藏人所經由、旧型の所は外記經由とされていた可能性が高い。

以上、所々奏で扱われる所々の請奏・自解は、その所が新型であるか旧型であるかによつて、その提出経路が異なつていたとみられることを述べてきた。すなわち、新型の所の請奏・自解は藏人所經由で提出され、旧型の場合は外記經由で提出されるのが原則だったのである。そしてこうした理解は、旧型の所を対象とする四所籍が外記經由で書類を提出していたのと符合しているといえよう。

以上、やや煩瑣であつたが、所々奏における関係書類の提出経路について述べてきた。如上の議論を確認したうえで、次に、そうした書類を提出する所々の責任者を確定すべく、請奏の署名者を検討することにしよう。

現在、署名者など具体的な内容がわかる所々の請奏は、管見の限り五通しか存在しない。作物所が二通、内豎所が三通である。前述したように、内豎所の場合は故実書に規定されておらず、本来的な所々奏からはみられないものとみられる。しかし他に関係史料がないことや、本来的な所々奏からはみられるといつても、請奏の様式それ自体は他所とほとんど変わらないとみられることから、以下、内豎所の請奏も検討対象に含めることにしたい。そこで、現存する五通の請奏を整理する

表Ⅱ 所々奏請奏の署所一覽 (*大間=大間成文抄第四、魚魯=魚魯愚抄卷第三)

(イ) 内豎所		(ロ) 作物所	
年	役職	年	役職
承徳二(一〇九八)	(内豎) 執事 頭	寛治六(一〇九二)	預
	(散位含め各種) 不明 大主鈴 不明 右京進 六位	案主	左史生 従七位上 (散位含め各種)
	加署者 (二十餘名) 藤井有道 安倍助清 高 明頼	嘉保三(一〇九六)	預
	典拠 魚魯		息長 (四名)
安元元(一一七五)	(内豎) 頭		加署者 (四名)
	(みな主鈴・正六位上) 玄蕃允 正六位上		典拠 大間
治承四(一一八〇)	頭		加署者 (四名)
	玄蕃允 正六位上 藤原盛安 藤原盛安		典拠 大間

と、表Ⅱのようになる。

まず、内豎所からみていこう。承徳二年では「内豎・執事・頭」の奥に「六位別当」が加署している。それが安元元年になると、役職不明の六位の内豎と「頭」のみの加署となり、治承四年では「頭」単独となつている。平安末期になつて、四所籍に提出される労働の署所から別当が抜け落ちていくのを前節でみたが、いま、これと時期を同じくして、所々奏の請奏の加署者も変化し、やはり別当の署所が抜け落ちていつているのである。四所籍同様、本来は別当が加署するのが定型だったとみてよいであろう。

次に作物所だが、寛治六年では「預」単独、嘉保三年では「案主」と「預」となっている。すなわち、寛治六年、嘉保三年と、作物所の請奏には別当は加署していない。このように、残された実例による限り、作物所の請奏には別当の署所はみあたらない。しかしながら前稿で述べたように、作物所には本来「預」が置かれておらず、「預」が加署する状況は平安後期のある段階以降のこととしてよい。してみると、内覧所の例や四所籍の例からみて、作物所の場合も、本来は別当が加署していたと推定してよいのではないだろうか。そしてこのことは、おそらく他の所にも敷衍して考えてよいのではないかと思う。限られた史料からではあるが、ここでは右述の如く考えておきたい。すなわち所々奏においてもまた、四所籍同様、本来、所々別当が、天皇のもと、所職員の勤務状態について最終責任を負っていたと考えられることになるのである。

以上みてきた如く、所々別当は、所職員の勤務状態について最終責任を負っていた。それは、旧い諸所の別当であろうと新しい諸所の別当であろうと、かわりはなかった。そして、そうした別当による管理体制は、藏人が殿上の諸事を差配することが多くなった十世紀以降になつても、依然、維持されていた。その意味において、所々を統轄していたのは、やはり各所の別当であつたと考えられるのである。

ところで、各別当に統轄された所々は、除目に際し、労帳や請奏を提出していたわけであるが、そのとき、旧型諸所から提出された書類は外記經由で、新型諸所から提出された書類は藏人所經由で、それぞれ除目の場に持ち込まれていた。このことは、少なくとも官制上、旧い諸所は太政官のもとにおかれていたことを意味している。除目にあつた蔵人所が管轄していたのは、実に、新型の諸所に限られていた

のである。

こうした諸事實は、九・十世紀の交以降、藏人所が所々一般を「統轄」していたとする通念が、必ずしも正鵠を射たものではなかつたことを示している。所々は、太政官や藏人所のもと、各別当によつて統轄されていたのである。太政官や別当の存在を捨象して考えるのは、おそらく正確ではあるまい。

もつとも、そうした所々別当も、十二世紀前半までには、労帳や請奏にその署所を見出せなくなつてしまふ。様式が定まっていた文書から署所が抜け落ちるほどに、別当による統轄が形骸化していったことが伺われよう。その後も所々別当は補任されていくけれども、その多くは名目化し、またその内実を大きく変えていった。その転機は、おそらくこの十二世紀にあつたと思われる。

しかれば、そうした所々別当制の形骸化は、いつ頃に始まつたものなのであるか。換言するならば、所々別当制が制度として十全に機能していたのは、一体、いつ頃までだったのであろうか。章をあらため、所々別当の補任のあり方を検討することを通じて、この新しい問題を考えていきたい。

第二章 所々別当の補任

所々別当がどのように補任されたかという問題については、すでに渡辺直彦・古瀬奈津子両氏によつて、その基礎的事実が明らかにされている。²⁰ここでは両氏をはじめとする諸先学の業績に学びながら、さらにこの問題に検討を加え、所々別当制の変質について考える手だてとしたい。なお、藏人所別当とその他の諸所別当とは、補任手続き

や変質の過程にいささか相違がみられるようなので、以下、二節にわけて考察することとする。

1 藏人所別当の補任

前田家卷子本『西宮記』臨時戊、天皇讓位事には、天皇が踐祚した翌日のこととして、次のような記述をみる事ができる。

大臣於_レ新帝御前_ニ、定_レ殿上人王卿已下_一。先補_三所別当_一、下_三宣旨_一。

すなわち天皇が踐祚した翌日、「大臣」は新天皇の御前で王卿以下の殿上人を定めるが（これを昇殿定という）、その際、まずは藏人所の別当を補任し、宣旨を下すという。ここでは、昇殿定にさきだつて藏人所別当を補任するとだけ述べられているが、(i)昇殿定はほかならぬ藏人所別当の職掌であつたこと、(ii)天皇の御前に候じている「大臣」自身が藏人所別当に補される例がほとんどであつたと考えられること、の二点から推して、この文の意味するところは、まずは藏人所別当を補任し、ついでこの別当（「大臣」）が、天皇のもと殿上人を定めていく、ということではなかつたかとの憶測が成り立ち得る。而してそうした憶測があたつていることは、次に掲げる『範圍記』長元九年十二月十四日条によつて確かめられる。²²⁾

以_レ右大臣_ニ被_レ補_三藏人所別当_一。頭中將良頼朝臣
奉_レ仰下_三出納_一。(中略)或人云、所

充_レ之次、被_レ定_三藏人所別当_一。而引_レ勸寛平九年・延長八年・天慶九年・安和三年・寛和三年代始昇殿宣旨_一、皆以_レ別宣旨_ニ所_レ被_レ定也。

後朱雀天皇が踐祚して八ヶ月近くが過ぎたこの日、右大臣藤原実資が藏人所別当に補任された。ある人がいうには、藏人所別当は「所充」（殿上所宛）の次いでに補任されるものであるという（実際、この日も、藏人所別当が補任された後、殿上所宛が行われている）。ところが

寛平九年（八九七）から寛和二年（九八六）にかけての五代にわたる代始めの昇殿宣旨を引勸すると、みな「別宣旨」によつて殿上人が定められているという。この「別宣旨」をどう理解するかが難しいが、

(i)この記事全体が藏人所別当の補任時期に関するものであること、(ii)代始めの昇殿定は、踐祚後しばらくたつてから行われる所宛とは異なり、踐祚の当日ないし翌日に行われるのが一般的であつたこと、の二点を考えあわせるならば、この「別宣旨」とは「別当宣旨」の誤写とみるのがおそらく妥当であろう。²³⁾前掲した『範圍記』の後半部分には、「五代にわたる代始めの昇殿宣旨を引勸したら、すべて「別当宣旨」によつて殿上人が定められていた（すなわち昇殿定を行う段階には、すでに藏人所別当が補任されていた）」と解されるのである。こうした理解が認められるとすれば、少なくとも九世紀末期から十世紀八十年代頃までは、踐祚後最初の昇殿定にさきだつて、まずは藏人所別当が補任され、その後この別当が昇殿定を行つていたことが確かめられることになろう。

よく知られるように、殿上人は天皇一代一代と結びついた存在であり、新しく天皇が踐祚すると、そのたびに全員が選び直されていた。右にみえてきた昇殿定のあり方は、藏人所別当が、いわばそうした新しい「殿上の世界」の形成に必須の存在であつたことを示しているといえよう。

ところが、いま実例をみていくと、こうした手続きがとられたのは、知られる限りでは『範圍記』のいう寛和二年（九八六）の例を最後に確認することができず、その後は、天皇が踐祚し昇殿定が行われてから十数日ないし数ヶ月たった後に、はじめて藏人所別当が補任されている。²⁴⁾十一世紀初頭の実態を伝える前田家卷子本『北山抄』巻第五、

踐祚抄、讓位事や新訂増補故実叢書本『江家次第』巻第十四、踐祚上、讓位幼主儀にみられる踐祚最初の昇殿定儀も、『西宮記』とは異なつて、それぞれ藏人所別当の補任なしに行われる儀式次第となつてい⁽²⁵⁾る。その場合、天皇と摂政・関白のもと、まずは藏人一人を補任し、ついでこの藏人を通じて、他の藏人や殿上人を定めることになつてい⁽²⁶⁾る。『西宮記』の記述は、同書が成立した十世紀中葉以前に行われていた、古いあり方を記したものであったのである。

而してこうした傾向は、もう一つの昇殿定、すなわち毎年正月に行われる昇殿定にもみてとることができる。すなわち毎年正月に行われる恒例の昇殿定においても、前稿で述べたように、十世紀後半以降、藏人所別当は、在任者がいるにもかかわらず、これに関与しなくなつていく⁽²⁷⁾。こうした変化は、踐祚後最初の昇殿定での変化とまさに対応している。

天皇のもと、まずは藏人所別当が補任され、その後、この別当が殿上人を定めていく、という政務構造が壊れたことの意味は大きい。「殿上別当」とも称されたように⁽²⁸⁾、藏人所別当は、本来、殿上の世界を統轄する存在であつた。その別当が、十世紀後末期以降、天皇踐祚後すぐには補任されなくなり、殿上を統轄する際の要のひとつである構成員選定（昇殿定）に関与しなくなつていくのである。こうした事實は、十世紀後末期以降、藏人所別当の存在が、殿上世界の形成に必ずしも必須の存在ではなくなつていったことを示しているといえるであらう。

なぜ、このような変化が生じたのであろうか。その原因は様々に考えられようが、少なくとも摂政・関白制の質的展開がその大きな要因となつていたことは、動かないところと思われる。

吉川真司氏が論じておられるように、十世紀後半頃から、摂政・関白、および天皇の外戚は、日常的に内裏に居住するようになり、それにともない彼らと天皇との直接的な結合が深まったとみられる。そして、そうした社会関係の変化を一つの要因として、この時期、摂政・関白の機能が太政大臣の職掌から独立していく⁽²⁹⁾。詳細は今後の研究を待たねばならないが、おそらく摂政・関白の機能は、これを機に様々な点で大きく拡大した可能性が高い。

前述したように、藏人所別当が関与しなくなる十世紀後末期以降の昇殿定において、別当に替わり天皇の意思形成に関わるようになったのが、摂政・関白であつた。いわば十世紀後末期を境に、天皇のもと、殿上の世界を實質的に統轄する主体が、「殿上別当」たる藏人所別当から、摂政・関白に移つていったといつたことができる。もつとも、本稿で強調したいのは、摂政・関白の拡大ではなく、むしろそれに凌駕されることになつた藏人所別当の機能についてである。以上みてきた事實は、摂政・関白が置かれていても、十世紀中葉までは、確かに藏人所別当が殿上世界を統轄していたことを示している。そしてこのことはまた、藏人所別当が、撰関期の政治体制よりも一つ古い政治体制に合致した官職であつたことを示している⁽³⁰⁾。そうした藏人所別当が、十世紀後末期以降、天皇踐祚後すぐには補任されなくなり、またその機能も、重要と思われる一部分が摂政・関白に奪われていくのである。ここに、藏人所別当が形骸化していく傾向を認めることができるであらう。

なお、藏人所別当の補任は、渡辺氏の考察通り、内侍宣によつて仰せ下されたものとみられる⁽³¹⁾。この内侍宣は、前掲『西宮記』などから、左近衛陣に下されたことが知られる。

2 その他諸所別当の補任

次に、藏人所別当以外の別当について検討する。藏人所別当以外の諸所別当は、遅くとも十世紀初頭には、諸司・諸寺別当とともに「殿上所宛」で補任されていた。⁽³²⁾ はじめに古瀬奈津子氏の專論を参考にしながら、本稿に必要な限りでこの「殿上所宛」を概観する。⁽³³⁾

四、五年に一度、天皇の御前に上卿が候じ、諸司・所々・諸寺の別当を定める行事が行われた。これを「殿上所宛」といい、その成立は、おそらく九・十世紀の交に求められる（史料上の初見は延喜九年（九〇九）。殿上所宛では、弁官が「闕否勘文」や「例文」を、藏人が硯・筆や「統紙」を準備し、作成された定文は天皇に奏上され、その後、上卿から弁官に下された。定文を下された弁官は、禁中の諸所には「詞」（口頭）で、禁中にはない諸所、および諸司・諸寺には太政官符・官宣旨によって、その結果を伝達した。なお、定文はそのまま弁官局に保存された。

また、こうした四、五年ごとに行われる通常の殿上所宛とは別に、天皇の踐祚まもなく、初度の殿上所宛を行う例が、史料上、村上朝の天慶九年（九四六）から確認される。通常の殿上所宛では、空席になつている別当のみを補任したが、この初度の所宛ではすべての別当を補任し直した。

だが、こうした殿上所宛による別当の補任も、十一世紀前半になると頻度が落ち、十一世紀中葉以降、初度の一度しか確認できなくなつていく。そしてこの殿上所宛とは別に、随時の別当補任が行われるようになっていく。

殿上所宛の概要は以上の如くであるが、ここでは、概略的には屋上

屋を架すくらいがあるかもしれないが、別当制の性格をより正確に理解することを目指して、いくつかの点にわたつて再考したい。

その第一は、殿上所宛を行う機関についてである。古瀬氏が指摘しておられるように、殿上所宛にはいわゆる「官方」と「藏人方」とが関与していた。ただし、そこでの藏人の役割は、本質的なものではなかったと考えられる。

藏人が担当するのは、硯・筆と、所宛の結果を書き記す「統紙」などの準備である。これは、殿上所宛が清涼殿の天皇御前で行われたため、清涼殿を管理している藏人が、その場の備品を準備したにすぎない。藏人はこの点においてのみ、殿上所宛に関与しているのである。

一方、太政官の関与の仕方は、それとは全く異なっている。弁官は、所宛の前に「闕否勘文」を作成し、「例文」を準備し、また所宛がかわると定文を保管している。その伝宣も弁官が行っている。また上卿は、「定」を行う主体として天皇の御前に候じ、執筆もつとめている。⁽³⁴⁾

こうした別当の補任と太政官との関係は、九世紀にさかのぼっても確認することができる。次に掲げるのは、『類聚符宣抄』第七、定所々別当勾当預に収められた仁和元年（八八五）の奉勅上宣である。⁽³⁵⁾

十生蔭孫正七位下多朝臣安邑

右、被_二右大臣宣_一、_二儀_一、奉_二勅_一、件人依_二大歌所申請_一、補_二別当多安守_一、河内大掾_二之替_一了。宜_二仰_一彼所_二者_一。

仁和元年二月廿五日

大外記高丘五常奉

仰_二十生近江門雄_一

河内大掾に任じられた別当多安守の替として、本所（大歌所）の申請により、十生多安邑を新たな別当に補任した。この旨を本所に仰せよ、というのがこの宣旨の内容である。宣旨そのものは、奉者となつ

ている外記への命令であり、これを奉じた外記は大歌所にその旨を伝達する必要があった。はたしてこの宣旨の奥には「仰³⁵十生近江門雄」という注記が付されており、外記は確かに大歌所の職員に「仰³⁵」せている。諸先学が明らかにされたように、上宣の口頭伝達は、九・十世紀の交以降、弁官と外記によつて分掌されるようになるが、それ以前の九世紀には、主として外記のみによつて担われていた。³⁶右の宣旨は、そうした九世紀の実態を伝える一例といえる。現在のところこの一例しか挙げられないが、他の諸所への口頭伝達においてもおそらく同様な手続きがとられたものと考えられる。すなわち伝達経路に異同はあるものの、諸所別当の補任は、九世紀においてもやはり太政官を通じて行われていたことが、ここから知られるのである。

これらの事実は、諸所別当の補任、ひいては殿上所宛が、本質的に太政官機構によつて行われていたことを示している。所々別当の母体が、天皇と人格的に結び付いた近臣であったことをここで想起するならば、結局、所々別当制とは、天皇と近臣との関係を、太政官を通じて一つの制度に編成したものであったと理解されることになる。³⁸除目や月奏に際し、文書を藏人所に提出していたような新しい諸所であつても、その別当は、太政官を通じて補任されていたのである。

以上を踏まえ次に考えたいのは、殿上所宛とは別に行われるようになった、臨時の補任についてである。

前述したように、殿上所宛は、十一世紀前半以降、開催される頻度が落ちていく。こうした事実は、この時期以降、別当制総体に一定程度の形骸化が進んだことを強く示唆していると思われる。しかしそうしたなかにあつて、古瀬氏も指摘しておられるように、諸所別当を補任するもう一つの方法がみられるようになる。

画所 左衛門権佐藤原朝臣為房

作物所 左衛門少尉藤原隆時

御厨子所 左衛門少尉藤原隆時

内酒殿 藤孫高階敦遠

御書所 越前大掾藤原実義

葉殿 左兵衛少尉高階基実

内贄殿 治部少丞源俊兼

応徳三年八月十二日 藏人左衛門権佐藤原^(朝臣奉脱)

右は、『朝野群載』巻第五、朝儀下に収められた、画所以下の別当補任を伝える「藏人宣旨書」である。³⁹この宣旨が下された応徳三年(二〇八六)には殿上所宛が行われた形跡が認められないから、このときの補任は、殿上所宛とは連動していない臨時・臨時のものと考えられる。⁴⁰藏人宣旨書によるこうした臨時の諸所別当補任は、もう一件寛治元年(二〇八七)十二月二十六日の御書所別当補任の例が知られる。⁴¹

ところで、これら臨時の諸所別当補任では、勅命が藏人宣旨書として紙に固定されているが、その勅命はその後どのように下達されたのであろうか。というのも、藏人宣旨書として固定された勅命は、必ずしも最後まで藏人方經由で伝達されるとは限らないからである。⁴²しかし、この諸所別当の補任を伝える藏人宣旨書に関しては、その後も藏人方經由で伝達されたのみで間違いのないようである。なんとすれば、院政期から鎌倉時代初頭頃のあり方を伝えるとみられる『伝宣草』附載「諸宣旨事」の藏人方宣旨項をみると、右に掲げた応徳三年の藏人宣旨書にみえる画所・作物所・御厨子所・内酒殿・御書所・葉殿・内贄殿に樂所を加えた計八ヶ所について、それらの別当の補任は「藏人

方宣旨」によって伝達される、と記されているからである。このことは、これら八ヶ所の別当の補任が、最後まで蔵人方經由で伝達されていたことを示している。またあわせて、「諸宣旨事」に規定されていることから、上記八ヶ所の別当は、当時、蔵人方宣旨によって補任されることが一般的になっていたことも知られる。

それでは、なぜ数多くある所々のうち、ほかならぬこの八ヶ所のみが、随時、蔵人方宣旨によって補任されるようになったのであろうか。この点については、かつて、これらの諸所はいわゆる「陣中所々」であり、この「陣中所々」こそが「蔵人方の所々」である、という理解がなされたこともあった。⁽⁴⁵⁾しかし「陣中」とは「近衛陣内」、すなわち閤門内の「禁中」を指し、⁽⁴⁶⁾いま問題としている八ヶ所のうち画所・楽所等はそこからはずれてしまふ。⁽⁴⁷⁾すなわち、蔵人方宣旨によって随時別当が補任されるようになった八つの諸所は、陣中（禁中）という場では括ることができないのである。しからは、この八ヶ所の性格は如何。

実はこの八ヶ所は、すべて蔵人を別当とする新型の諸所ばかりなのである。実際、応徳三年の蔵人宣旨書で各所の別当に補任されている延べ七名を検すると、『職事補任』などによって、みな蔵人であることが確認される。⁽⁴⁸⁾すなわち、蔵人方宣旨によって随時に別当が補任されるようになる諸所の組分けは、その所が置かれた場の性格によるものではなく、所の類型、および別当の属性によるものだったのである。

こうした蔵人方宣旨による随時の別当補任は、いつ頃から行われるようになったのであろうか。この点を考える上で参考になるのが、『親信卿記』天延二年（九七四）正月十八日条である。当時六位蔵人であった記主平親信は、この日、御厨子所の別当をつとめるよう、蔵

人頭から仰せ下されている。蔵人頭が奉勅して蔵人方宣旨をしたため、それを施行したものと考えられる。ただし、その際、

但至_二于宣旨_一、諸所一度可_レ下之由、内大臣殿被_レ仰_レ之。

として、後日あらためて殿上所宛が開かれ、そのとき正式な宣旨が下されることになった。確かにその後、五月二十三日になって殿上所宛が行われ、親信はこのときに慶賀を奏している。このように、このときの別当補任は、殿上所宛の開催を前提にしていたものだったのであり、その点において、前にみたような蔵人方宣旨のみによる随時の補任とは異なっている。しかし、殿上所宛の開催頻度が下がることに、随時の仮補任は殿上所宛との連携性を失い、いずれは蔵人方宣旨のみによるかみえる補任に行きつくであろう。そのように考えれば、この天延二年の例は、蔵人方宣旨による随時の別当補任の初見例とみなしてよく、したがってこうした補任方式は、すでに十世紀後半には始まっていたと判断されるのである。論理上、こうした補任方式はさらにさかのぼって、殿上所宛が成立した十世紀初頭には行われていた可能性も十分存するよう思うが、その点は後述することにした。

ともあれ、殿上所宛は、十一世紀前半以降、開催される頻度が落ちる。その背景には、おそらく別当制総体の形骸化があったと考えられる。そうしたなかにあつて、ここまでみてきたように、蔵人が補任される新しい所の別当は、その後も随時、殿上所宛とは別に補任されていく。このことは、十一世紀後半段階にいたっても、蔵人が別当となる新型の諸所では、比較的別当制の内実が保たれていたことを推測させる。その際注意したいのは、それが太政官の関与しない蔵人方宣旨によって行われたという事実である。これまで新型の諸所は、除目や月奏に際しては蔵人所の管轄下にあつたものの、その別当は、旧型の

諸所と同様、太政官を通じて補任されていた。そうした新しい諸所の別当が、ここにいたって太政官のもとから実質上抜けだし、藏人所を通じて補任されるようになったのである。新型の諸所は、別当ともども、ほぼ完全に藏人所の管轄下にはいったと評価することができるであろう。

最後に一点附言する。本節ではここまで、殿上所宛の開催頻度が低下することをもって、別当制の形骸化を論じてきた。しかし、そもそも殿上所宛という儀が成立すること自体、すでに別当制が一定程度の形骸化、ないし形式化をはじめていたことを示しているのではないだろうか。なぜなら殿上所宛とは、とどのつまり、別当の欠員を、四、五年に一度いつせいに補っていく儀の謂いであり、そこに何われるのは、各所の別当が常置されていることが必ずしも求められていない状況だからである。それを形骸化という言葉の言い過ぎであろうけれども、別当制に一定の形式化がはじまっていたことは、ほぼ確かなことと思われる。

このように、藏人所別当を除いた諸所別当においては、(一)九・十世紀の交、(二)十一世紀前半、を二つの画期にして、形式化・形骸化が進んだものと考えられる。このうち(二)については、これを「院政期」とみる理解も存するけれども、⁽⁴⁹⁾十一世紀前半とは後一条朝前半であり、むしろこれは撰関期とみるべきであろう。⁽⁵⁰⁾さきに検討した藏人所別当の例も考えあわせれば、十世紀後末期から十一世紀前半にかけて、すなわちいわゆる撰関期に、所々別当制は形骸化の傾向をはつきりみせるようになる、と理解することができる。所々別当制総体が十全に機能していた時期は、撰関期よりも前に想定しなければならないのである。

ところで、殿上所宛が成立してまもない延喜年間、藏人所の実務細則を定めた「藏人所延喜例」がまとめられ、そのなかに、所々に関する重要な情報が適記されているという。ここからあるいは、やはり九・十世紀の交以降、所々は藏人所に「統括」されていたと考えることができるかもしれない。これをどう解したらよいであろうか。章をあらためて考えたい。

第三章 所々別当と藏人所

十世紀初頭の延喜年間(九〇一—九二二)、藏人の職務・作法、および藏人が関わる儀式の次第、またその実務細則などを定めた法令集がつくられた。「延喜藏人式」と「藏人所延喜例」である。このうち「延喜藏人式」は、近年、西本昌弘氏によって発見されたものであり、この貴重な発見によって、従来その存在が知られていた「藏人所延喜例」の重要性も、あらためて認識されることとなった。⁽⁵¹⁾

ところで、天理図書館所蔵『拾芥抄』中、宮城部第十九、所々をひととくと、そこには所々に関する様々な情報が摘記されている。而してその「所々」という項目名の下には、「或本 藏人所延木例」という注記が付されている。この注記に注目された西本氏は、「拾芥抄」の各項目名のあとには出典史料名が記されている場合があることを指摘され、この場合の注記も、当該項目の記述が「藏人所延喜例」にもとづいたものであることを示している、と認定された。そして、しかりとすれば、所々の重要な情報が「藏人所延喜例」に摘記されていたことになるから、藏人所による所々の「統括」は延喜段階には完成していたと論じられ、また藏人所の機能の再編と強化は延喜年間に急速

に進んだ、と想定された。⁽⁵³⁾

こうした西本氏の議論は明確であり、ほとんど疑点を残していないように思われる。ただ、ここでは、非力をかえりみず、いささか再考をさしはさみたいと思う。

1 拾芥抄・西宮記・藏人所延喜例

再考は、『拾芥抄』の史料批判からはじめる。『拾芥抄』全三冊（上・中・下）の古写本、およびそれに類する写本は、現在までに計九本が知られており、それらについては、松井簡治氏や和田英松氏以来、貴重な検討が加えられてきた。⁽⁵⁴⁾ いま、そうした諸先学の業績に導かれながら、あらためてこれら写本を調査すると、冊ごとに伝写過程を異にする、いわゆる取り合わせ本が少なくないことに気づく。そこで、この冊ごとに検討を加えてみると、本稿に必要な第二冊分は、構成・内容・奥書などから、おおむね以下の三つの系統に整理できることが知られる。

A 東京大学史料編纂所所蔵本⁽⁵⁵⁾

B 京都御所東山御文庫所蔵本系統の諸本

C 京都大学附属図書館所蔵本系統の諸本⁽⁵⁷⁾

このうち、いま問題としている「或本 藏人所延木例⁽⁵⁶⁾」という注記がみられるのは、BとCの系統に属する諸本であり、A系統とした東京大学史料編纂所所蔵本（以下、史料編纂所本と略称する）には、そうした記述を見出すことができない。以下、この点について詳しく述べたい。

B系統は、古写本では、天理大学附属天理図書館所蔵本（以下、天理本と略称する）をはじめとする計五本がこれにあたり、すべて甘露

寺親長の書写本から出るものである。⁽⁵⁹⁾ 京都御所の東山御文庫に所蔵されている「拾芥抄」（以下、東山御文庫本と略称する）は、新写本であるけれども、筆跡や花押が親長のものにかなりよく似ているといわれ、B系統の祖本たる親長本の忠実な写しである可能性が指摘されている。⁽⁶⁰⁾ そこで試みに、この東山御文庫本と、親長本に近い⁽⁶¹⁾ことが確定である二本、すなわち天理本と東京国立博物館所蔵本の二本とを比較してみると、三者は、字句の異同のみならず、文字の誤認・誤写のあり方など、きわめてよく似ている。東山御文庫本が親長本の忠実な写本であることは、まず確定であろう。B系統を東山御文庫所蔵本系統と称呼した所以である。

これに対しC系統は、京都大学附属図書館所蔵本のほかに、国立国会図書館所蔵本がこれにあたり、石山寺座主泉守の書写本から出るものである。⁽⁶²⁾

これらB系統・C系統の間には、少なからぬ小異も存するが、全体としてみれば、諸点においておおむね一致しており、それぞれその共通する祖本の姿を比較的忠実に伝えているとみてよいようである。

さて、本稿の課題にたちかえって、いま、このB・C系統の『拾芥抄』「所々」項を検討すると、その記述内容が、前田家卷子本『西宮記』臨時乙、所々事の記述に、構成・文・字句にいたるまで、きわめてよく近似していることに気づく。そこで次に、この『西宮記』と『拾芥抄』の関係箇所を比較してみると、両者は明らかに密接な関係を持ち、かつ『西宮記』のほうが古態を示し、『拾芥抄』の同項は、『西宮記』ないしその原資料をもとに、後世多くの加除を加えて成ったもの、あるいはそうして成ったものを原資料として編まれたもの、と判断することができる。例えば、進物所や校書殿の項をみると、両

者は多く同文でありながら、その職員構成については、『西宮記』は古くから置かれていた「頭・執事」等を記しているのに対し、『拾芥抄』ではこれに替えて、平安時代後末期以降にあらわれる「預」を記している。⁽⁶⁵⁾このように、『西宮記』「所々事」項とB・C系統の『拾芥抄』「所々」項との間には、明らかに親類関係が認められる。

こうした事実を確認した上で、これまでふれてこなかったA系統の史料編纂所本『拾芥抄』に目を移そう。この史料編纂所本は、諸本のなかでも最も古い南北朝時代前後の書写にかかるものであり、その構成や記述内容において、B・C系統の諸本と大きく様相を異にしている。残缺にして書名を明示するものがないため、これまで『拾芥抄』の古撰本である可能性が強く示唆されつつも、その性格については確言される機会が少なかった。⁽⁶⁴⁾ところがいま、この史料編纂所本の「所々事」項について、『西宮記』同項およびB・C系統『拾芥抄』「所々」項と比較すると、史料編纂所本は、文・字句の加除等の諸点において、明らかに『西宮記』とB・C系統『拾芥抄』の中間に位置する様態となっている。例えば、大歌所の項をみると、史料編纂所本は、『西宮記』の記述から「師・和受歌師・十生」「供奉時、給食酒米」等の文字を削り、別に「給」の文字を文中に加えたかたちとなっているが、B・C系統の『拾芥抄』は、そうした史料編纂所本の文面そのままに、さらに「上西門内也」という字句を本文中に加えることで成っている。こうした類例は枚挙に遑がない。⁽⁶⁶⁾また『西宮記』と史料編纂所本の酒殿の項をみると、そこには酒殿の所在についての記述がなく、史料編纂所本が「在所、可_レ勘」と傍記しているのに対し、B・C系統の『拾芥抄』ではそうした傍記がなく、本文中に「在外記序東」と所在が明記されるにいたっている。これらの事実、史

料編纂所本『拾芥抄』「所々事」項が、『西宮記』の同項、ないしその原資料をもとに形成され、これに手が加えられてB・C系統の『拾芥抄』同項がつくられたことを示している。⁽⁶⁷⁾全面的な検討は後日を期さねばならないが、史料編纂所本が『拾芥抄』の古撰本ないし稿本の姿を伝えたものであることは、ほぼ確実なところと思われる。そして、このことはまた、『拾芥抄』「所々事」項の現在知られる最も古い形態が、『西宮記』のそれであり、したがって、もし『拾芥抄』「所々」項に付せられた「或本 藏人所延木例」という注記を信じるにしても、実際の「藏人所延喜例」の記述内容そのものは、『西宮記』の記述に近いものであつたと考えなくてはならないことを意味している。

さて、はじめにふれたように、現存する古写本を検討すると、「或本 藏人所延木例」という注記がみられるのは、B・C系統の諸本（以下、現行本『拾芥抄』と称する）に限られ、史料編纂所本『拾芥抄』（以下、古撰本『拾芥抄』と称する）にはそうした記述を見出せなかつた。すなわちこの注記は、古撰本成立以降の伝写・改訂過程において追加されたものと考えられるのである。

そもそも「或本 藏人所延木例」という表現は、「ある写本ではこれを藏人所延喜例としている」程度に理解するのが穏当と思われ、したがってあくまでそれは校合注であつて、出典史料名を注記したものと読めないように思われる。

このように考えてみると、『拾芥抄』「所々」項の記述は、「藏人所延喜例」にもとづいたものであるとは、必ずしも即断できないことになる。B・C系統につながる『拾芥抄』の書写者ないし改訂者が、その作業過程で校合に用いたと考えられる、我々の知りえない「或本」の記載を信じる限りにおいてのみ、この部分が「藏人所延喜例」

にもとづくものであったと判断されることになるからである。

それでは我々は、『拾芥抄』のこの部分の記述、ひいてはその原型たる『西宮記』同項の記述について、それが「藏人所延喜例」にもとづいたものである可能性を認めつつも、あえて慎重にも、これを「藏人所延喜例」としては扱うべきではないのだろうか。

結論から述べると、これまでの行論に逆行するようであるが、本稿では必ずしもそうした立場には立たない。以下述べるように、『拾芥抄』「所々(事)」項の原型たる『西宮記』同項の記述は、やはり「藏人所延喜例」をもとに成ったものと推断して、おそらく大過ないものと考えるのである。かように判断する根拠は、『西宮記』「所々事」項にみられる独特な表記法と、その記述内容にある。

前田家卷子本『西宮記』同項から、画所・作物所・楽所についての記載を抜き出すと、次のようになる。

画所 在在式乾門内東腋、御書所南。有有别当五位藏人・預・墨画及分内暨、熟食。(下略)

作物所在進物所西。有有别当五位・預・熟食。同画所。

楽所 在在桂芳坊。有有别当五位・六位・預・熟食。(下略)

それぞれ、はじめに各所の所在が記され、ついで職員構成や熟食の有無等が説明されている。注目したいのは、職員構成を説明する際の、藏人頭の扱い方である。すなわち右掲三ヶ所の記述をみると、「有別当」という字句のもと、別当に任じられるべき者の官職が細字で記されている。画所では「五位藏人」であり、作物所では「頭」であり、楽所では「五位・六位藏人」となっている。そのうち作物所の「頭」とは、前後の例より、作物所の「頭」ではなく、藏人所の「頭」を指していると考えられる(そもそも作物所には「頭」は存在しない⁶⁸)。実例

でも、確かに作物所の別当には、おおむね藏人頭が任じられている。

ここでは、作物所の別当を説明するなかで、何のことわりもなく、「頭」一字をもって藏人頭の意としているのである。

いうまでもなく、「頭」を職員にもつ所は藏人所に限られていない。内暨所をはじめ、校書殿や進物所にも「頭」は置かれていたのであり、『西宮記』同項には、そうした所の「頭」も、藏人所の「頭」と対等なかたちで記述されている。そうした項目内にあつて、作物所の別当を説明する際に、何のことわりもなく、「頭」一字をもって藏人頭の意としているのは、きわめて特異なことと言わねばならない。

同様の例は、「宿所」に関する記述のなかにも見出すことができる。「所々事」項には「宿所」という小項目名のもと、一上や近衛・兵衛府の高官に並んで、「頭」の宿所が説明されている。そこに付された説明から、この「頭」が藏人頭の意であることが判明するが、ここでもやはり、藏人頭のことを「頭」一字で表しているのである。そもそも、「頭」が置かれている様々な所々が列記されている項目内で、一上や衛府の高官と並んで、突然、「頭」(藏人頭)の宿所が説明されていること自体、いささか奇妙に映る。

これらの諸事実は、この「所々事」項全体が、もともと藏人のために成された記述であると考えれば、すべて整合的に理解できる。藏人のための記述であれば、他所の別当を説明するなかで、「頭」一字をもって藏人頭の意としても、またその「頭」の宿所について、突然詳しい説明が行われていても、特に奇妙なことではないからである。『西宮記』「所々」項が、藏人のための記述となっていることは、その表記法や記述内容からして、ほぼ確かなことと思われる。

ただし注意しなければならないのは、こうした、何のことわりもな

く「頭」一字をもって藏人頭の意とする表記法は、一般故実書たる『西宮記』のなかではきわめて稀有である、という点である。すなわち、こうした表記法は、藏人の故実書である『侍中群要』のなかではよくみることができ、『西宮記』のなかでは、「天曆藏人式」を一括引載した卷十臨時丁、侍中事(前田家卷子本)⁽⁷⁰⁾の部分を除いては、ほとんど確認することができない。この事實は、『西宮記』「所々事」項もまた、「天曆藏人式」を一括引載した「侍中事」項と同じく、藏人のための何らかの記文を一括引載するかたちで成ったことを強く示唆している。

しからば、この、『西宮記』が引載した藏人のための記文とは、一体何であったか。ここで、『拾芥抄』「所々」項に付された校合注、すなわち「或本 藏人所延喜例」という記述を想起したい。この注にいう「藏人所延喜例」というのは、藏人のための記文とするのに、いかにもふさわしい。この附合は、おそらく偶然ではあるまい。『拾芥抄』「所々」項が『西宮記』の記述にもとづいており、その『西宮記』の記述は藏人のための記文を引載したものであったと考えられること、また、『拾芥抄』「所々」項に「或本 藏人所延喜例」という校合注が付されていたこと、この二点を考えあわせるならば、『西宮記』が引載した藏人のための記文とは、ほかならぬ「藏人所延喜例」であったとみるのが、おそらく最も妥当なところであろう。このような理由から、本稿では、『西宮記』「所々事」項は、「藏人所延喜例」を引載することによって成ったもの、と推断したいと思う。⁽⁷¹⁾

以上、『拾芥抄』にみえる一つの注記をめぐって、あまりに迂遠に過ぎる議論を行ってきた。結局、本節の結論はごくごく単純にして、次のごとく約言できる。すなわち、前田家卷子本『西宮記』臨時乙、

所々事の記述は、おおむね「藏人所延喜例」を引き写したものと考えられ、したがって「藏人所延喜例」には、確かに所々の情報が摘記されていたとみることができ、と。

2 所々と藏人所延喜例

はじめに紹介したように、西本氏は、所々の重要な情報が「藏人所延喜例」に摘記されていたと認定され、これを論拠とされて、藏人所による所々の「統括」は延喜段階には完成していたと論じられ、また藏人所の機能の再編と強化は、延喜年間に急速に進んだものと想定された。本節では、こうした西本氏の視角に学びつつ、延喜年間以降における藏人所と所々との関係について、あらためて考えてみたい。

「藏人所延喜例」に所々の情報が摘記されていたことは、前節で検討したごとく、ほぼ確かなことであろう。このことは、藏人所が、延喜年間には、所々内部の概要を把握しておく必要があったことを示している。こうした事實は、きわめて注目に値する。ただ、そこから読みとれるのは、右述の事柄のみであって、藏人所が所々を「統括」していたかどうかは、また別問題と思われる。

前稿以来述べてきたように、所々は、各所の外部におかれた別当によって統轄されていた。また、月奏(上日奏)や除目に際しては、所々は別当に率いられつつ、太政官や内侍・藏人のもとにおかれていた。その際、いわゆる旧型の諸所については、太政官や内侍がこれを管轄し、新型の諸所については、藏人が管轄していた。新型の諸所はともかく、旧型の諸所は、官制上、明らかに藏人所のもとにはおかれていなかったとみなければならぬ。したがって、「延喜藏人式」に所々の情報が摘記されていたとしても、必ずしも、所々が藏人所に

よって「統括」されていた、とは考えることができないのである。

もつとも、にもかかわらず、藏人所の「例」であるはずの「藏人所延喜例」に、所々全体の情報が摘記されていた事実は、依然、重要である。なにゆえ「藏人所延喜例」に、所々全体の情報が摘記されることになったのであろうか。おそらくその背景には、以下にみるように、所々に対する藏人の日常的な差配が延喜年間には一般的になった、という事実があるものと思われる。

一般に、九・十世紀の交を境に、内侍の奏宣機能が藏人によって吸収されていったことは、かねてより指摘されているところである⁽⁷⁵⁾。しかれば、そうした変化にともない、所々に対する日常的な差配（いわゆる「召仰」）も、所の新旧をとわず、これまた藏人によって担われるようになっていったであろうことは、容易に推察されるところである。早く菊池京子氏が指摘されたように、このことを具体的かつ典型的に示すのが、前田家卷子本『西宮記』十・十一・十二月の十一月のなかにみえる、大歌所に関する記事である⁽⁷⁶⁾。

一、大哥所録可_レ召人名簿_二付_二内侍_一奏。返給、内侍下_二諸司_一。近代、藏人奏下。

旧型の所である大歌所は、同所に召すべき人（大歌人）の名簿を、本来、内侍に付けて奏聞し、また内侍は、その奏聞後、名簿を諸司に下して召しの意を伝えることになっていた。ところが「近代」では、そうした手続きが行われておらず、内侍に替わって藏人がその任を負っているという。こうした大歌所に関する藏人の奏下が、すでに延喜年間には行われており、かつそれが「藏人所召仰」と認識されていたことは、『醍醐天皇日記』延喜十五年（九一五）十一月二十四日条⁽⁷⁶⁾の逸文から知ることができる。

大哥所以_二大哥人交名_一付_二預藏人_一、々々奏下云々。（中略）各令_レ給_二日一日_一云々。是皆藏人所召仰云々。

この大歌所の例のように、十世紀初頭の延喜年間、所々は、その成立の新旧をとわず、すべて藏人の日常的な「召仰」の対象になっていたものと思われる。藏人が内侍の奏宣機能を吸収していった時期が九・十世紀の交であったことを考慮すれば、こうした藏人による「召仰」が一般化したのも、おそらくその頃のこととしてよい。「藏人所延喜例」のなかに所々内部の概要が記されるにいたった背景には、こうした、所々に対する藏人の「召仰」の一般化があったことは、ほぼ確かなことと思われる。

だが繰り返し確認すれば、官制上、所々を統轄していたのは、あくまで各所の別当であり、また、そうした所を上から管轄していたのは、旧い諸所の場合、太政官や内侍であった。確かに藏人は所々に対して「召仰」を行っていたが、「召仰」の存否が統轄関係の有無を示すものでないことは、例えば、大藏省に対しても藏人の「召仰」が及んだ事実から確認できよう⁽⁷⁶⁾。口勅を面前で奉じ、あるいは口勅を奉じないまでも、その意を体して行われる藏人の「召仰」は、その性格上、通常の統轄関係や管轄関係にとらわれることなく実現されていたと考えられるのである。

このように、九・十世紀の交以降も、所々は、各所の別当に統轄され、藏人所によつては統轄されていなかったと理解される。しかし、藏人所が所々を統轄していたとする見解は、いま一つの根強い論拠を有している。最後に、その点について私見を述べておくことにしたい。

3 藏人と藏人所

前稿で論じたように、九世紀前半までに成立した旧い諸所の別当には、天皇と血縁的・人格的に結びついた殿上侍臣・近衛次将が宛てられた。これに対し、九世紀後半以降にあらわれてくる新しい諸所においては、その別当に藏人が宛てられるようになる。新しい諸所では、官制上は別当による統轄であつても、その内実は別当に任じられた藏人による統轄である、という事態が生じていたのである。なるほどこれをもつて、少なくとも新型の諸所は、藏人所によつて統轄された、と理解することも可能であるかもしれない。これをどう解したらよいであろうか。

こうした問題に対し、あらためて確認しておかなければならないのは、次の二点である。

第一点。新しい諸所の別当に任じられた藏人は、あくまで「別当として」、その担当の所を統轄してしたのであり、決して「藏人として」統轄してはいたわけではない。それは例えば、中納言や参議が檢非違使別当をつとめていることをもつて、檢非違使は太政官に統轄されていたと考えることができないうのと、全く同断である。この点を峻別しなければ、別当固有の職掌や、なにより別当制という制度の存在そのものの理解が、困難になるであろう。所々の統轄に藏人が大きく用いられるようになった、ということと、藏人所が所々を統轄するようになった、ということとは、同じことではない。これまで、ややもすればこの点があいまいにされてきたのは、藏人の、いわゆる「藏人として」の職掌があまりに多岐におよぶため、藏人の活動が、ひとしなみに「藏人として」のものと思はれてきたからと思われる。

第二点。もし、藏人所が、一個の所として新しい諸所を統轄していたのなら、場合によっては、それら新しい諸所に関する案件について、

藏人所の責任者、すなわち藏人所別当や藏人頭が指示を下すことがあつたはずである。しかしそうした例は基本的に見出せない。むしろ月奏の例に明らかのように、新しい諸所の政務は、各所の内部で自己完結しており、藏人所別当や藏人頭が介入する余地は小さい存しなかつた⁷⁷。新型の諸所は、藏人が任じられた別当を介して、藏人所と並立するかたちで、天皇に直屬していたのである。

本稿は、右述の二点より、藏人所が新しい諸所を統轄していたとする理解は、成立し得ないものと考ええる。確かに言えることは、新しい諸所の統轄にあたり、藏人が別当として大きく用いられるようになった、ということにすぎない。

なお、十世紀初頭の延喜年間に成立した「藏人所延喜例」をみると、新型諸所の別当にはすべて藏人が宛てられることになっているから、こうした体制は、すでにその頃には完成していたことが知られる。おそらくこの体制は、新型の諸所が創設され、それぞれに別当が置かれるようになった、九世紀後半末以来のこととしてよい。

すなわち、九世紀後半以降、新しい諸所が成立していき、九世紀後半末頃までには、そうした諸所にも、藏人が別当として割りあてられていったと理解される。留意したいのは、そこではもはや、殿上侍臣や近衛次将を用いて所を統轄しようとする方法は採用されなかつた、という事実である。このことは、殿上侍臣や近衛次将がつとめる旧来の所々別当制のあり方が、九世紀後半末には、何らかの意味で古いものとなつていたことを強く示唆している。この点に注目するならば、旧型諸所の別当が最も十全に機能していたのは、おそらく九世紀前半から後半にかけてではなかつたかと思われる。

これに対し、九世紀後半末頃に新しく成立した新型諸所の別当は、

前章2節で検討したごとく、その後、形骸化の波を乗り越え、比較的長く内実を保つていくことになる。そうした新しい型の「所々別当」制が、古い「所々別当」制に相並ぶかたちで、この時期に成立したのである。いわば「所々別当」制が二層化したといってもよい。

所々別当制の、制度としての最初の転換点は、おそらくここに見出せるであろう。

おわりに

以上三章にわたって、平安時代における所々別当制を再考してきた。最後に、前稿で得られた知見を交えつつ、本稿で述べてきたところを所々別当制の展開過程という観点から整理し直し、結びとしたい。

前稿で論じたように、所々別当は、天皇のもと、所の職員を選任した。そして天皇のもと、職員の勤務状態について最終的な責任を負い、また各所の活動を統轄した。こうした所々別当の機能のうち、職員の勤務状態の最終管理という点についての理解は、前稿では、主に月奏と呼ばれる行事の分析から導き出していた。本稿ではまず、そうした理解が、除目における別当の役割からも裏づけられることを確かめることから出発した。

而してこの所々別当は、平安時代を通じ、以下のごとくいくつかの段階を経て、展開し、形骸化していった。

史料上、最初に所々別当が確認されるのは、九世紀前半の、弘仁七年（八一六）頃のことである。⁽⁷⁸⁾こうした、九世紀前半までに成立した諸所の別当には、天皇と血縁的・人格的に結びついた殿上侍臣・近衛次将が宛てられていった。この段階に生まれていた諸所は、太政官を

通じて補任された別当に統轄されつつ、毎月一日には内侍に付して上日奏を奏聞し、また除目にあたっては、太政官を通じて関係書類を奏聞していた。このような奏聞の経路は、令制諸司に共通するものであり、⁽⁷⁹⁾またこの経路は、蔵人が殿上の諸事を差配することが多くなった十世紀以降になっても維持されていた。

こうした所々別当制のあり方に一つの転換が生じるのは、九世紀後半から十世紀初頭にかけてのことである。

まず、九世紀後半以降、新しい諸所が成立していき、その別当にはすべて蔵人が宛てられるようになっていく。これら新しい別当が、新型諸所の創設当初から置かれていたかどうかは詳らかになしえないけれども、少なくとも九世紀後半くらいには成立していたことは、ほぼ確かなことと思われる。⁽⁸⁰⁾留意したいのは、そこでは、もはや、殿上侍臣や近衛次将を用いて所を統轄しようとする方法は採用されなかった、という点である。旧来の所々別当のあり方が、九世紀後半期には何らかの意味で古いものとなっていたことが何われよう。このように九世紀後半期には、新しい型の「所々別当」制が、旧来の「所々別当」制に相並ぶかたちで成立するのである。いわば「所々別当」制が二層化したといってもよい。なお、所々別当は、その成立の新旧を問わず、太政官を通じて補任されるのが原則であった。このことは、所々別当制が、天皇と近臣との関係を、太政官を通じて一つの制度に編成したものであったことを物語っている。

なお、九世紀後半以降に成立した諸所は、月奏や除目に際しては、旧来の諸所と異なり、蔵人に付して文書を奏聞した。蔵人が別当をつとめていることと相合わせ、あるいはそこから、新しい諸所は蔵人所によって統轄されていた、とする理解も、一見、成り立ちそうにみえ

る。だが、別当となつた藏人は、藏人としてではなく、あくまで別当として諸所を統轄しており、また新しい諸所は、自己完結的な組織として、藏人所と並立するかたちで天皇に直屬していた。藏人が所々の統轄に大きくかわるようになったと理解することはできて、藏人所が所々を統轄するようになったと理解することは、やはり難しいと思われる。

さて、それからまもない九・十世紀の交にはまた、それまで主に内侍によつて担われていた所々への「召仰」が、藏人によつて行われることがはじまる。もちろん、その後も別当は各所を統轄していくが、日常的な差配は、旧い諸所を含め、藏人がこれを行うようになっていくのである。藏人と所々との関係は、より緊密なものになつたといえる。この時期に成立した「藏人所延喜例」に、所々に関する情報が摘記されているのも、こうした背景をもつものと考えられる。

また、この時期には、別当の欠員を四、五年に一度いつせいに補う、「殿上所宛」が成立する。四、五年に一度しか欠員を補わないとする殿上所宛儀の成立は、別当が常置されていることが必ずしも求められていない状況があつたことを伺わせる。これをもつてすぐさま別当制が形骸化したとはいえないだろうが、少なくとも別当制に一定の形式化がはじまつていたことは、ほぼ確かであろう。ただし、成立まもない新しい諸所の別当に、そうした形式化の波が及んだとはいささか考えにくい。新しい別当については、四、五年に一度の殿上所宛を待つことなく、欠員が生ずるごとに、随時、仮の補任が行われていた可能性も十分想定しておかなければならない。第二章2節において、十世紀後半以降の史料に認められる藏人方宣旨による随時の仮補任が、十世紀初頭にはすでに行われていたのではないかと推測したのは、まさ

にこうした理由による。旧来の所々別当制のあり方が、九世紀後末期には何らかの意味で古いものとなつていたらしいことをも勘案すれば、所々別当制における形式化は、旧い型の別当においてこそ進んでいたと考えてよいのではないだろうか。

さて、所々別当制にとつての第二の転換点は、十世紀後末期から十一世紀前半にかけて訪れる。

それまで殿上の世界を統轄し、その世界の形成に必須の存在であつた藏人所別当が、十世紀後末期を境に、天皇踐祚後すぐには補任されなくなり、またその機能も、重要と思われる一部分を摂政・関白に奪われていく。ここに藏人所別当が形骸化していく傾向を明瞭にみることができよう。もつとも逆にいえば、十世紀中葉までは、摂政・関白が置かれていても、藏人所別当は確かに殿上世界を統轄していたのである。

また、十一世紀前半になると、四、五年に一度行われていた殿上所宛の開催頻度が低下しはじめ、この頃には、別当制総体が形骸化の傾向を強めていたらしいことが、間接的ながら伺えるようになる。

このように、所々別当制は、十世紀後末期から十一世紀前半にかけて、すなわちいわゆる撰関期に、形骸化の傾向をはつきりとみせるようになる。所々別当制は、撰関期の政治体制よりも一つないし二つ古い政治体制に合致した官制であつたと理解しなくてはならない。

もつともそうしたなかにあつて、藏人が任じられる新型の諸所別当は、殿上所宛とは別に、随時、藏人方宣旨で仮補任され続けており、十一世紀後半にいたつても、その内実は比較的保たれていたようである。この時期には、太政官が行う殿上所宛がなかなか開催されないため、藏人方宣旨による随時の仮補任が、一定の強い効力をもつように

なっていたと考えられる。この点を重視すれば、九世紀後半以降に成立した新型の諸所は、別当の補任という面でも太政官のもとから抜け出し、ほぼ完全に、藏人所の管轄下にはいったとみることができであろう。

こうして展開していった所々別当も、その後、十二世紀前半までには、除目の場に提出される関係書類に、その署所を見出せないようになっていく。様式が定まっていた文書から署所が抜け落ちるほどに、別当による所々の統轄が形骸化していったことが伺われよう。その後も所々別当は補任され続けていくが、その多くは名目化し、またその内実を大きく変えていく。その決定的な転機は、おそらくこの十二世紀前半にあったものと考えられる。

本稿で延べてきたことは、おおむね以上のごとくである。

平安時代、諸司・所々・諸寺等を統轄する官職として、ひろく別当が置かれていたことは、周知の事柄である。近年、この別当制については、〈公卿—弁官〉を軸とする太政官機構が、諸司・所々・諸寺等を直接的に統合・統轄する分担体制であった、と理解されることが多いようである。またその場合、別当制の成立した時期、ないし確立された時期は、十世紀前半であるともいわれている⁽⁸⁾。

しかし、前稿でも述べたように、こうした理解は、ごく限られた材料から得られた知見を拡大・一般化したものであり、十分な考察を通じて得られたものではない。本稿で検討した所々別当制が、こうした理解にほぼ全く適合しないことは、右述の要約に明らかと思う。所々別当制は、九世紀前半に生まれ、撰関期にははっきりと形骸化していく存在であった。それは明らかに、太政官制とは異なる、むしろ太政官制と並存する、独自の官制であった。そしてそのようなあり方は、他

の別当制についても——その詳論は後日を期さねばならないが——、見出せるようである。平安時代の別当制に関する従来のイメージは、根本的に問い直される必要があるように思う。

以上、所々別当制について縷々述べてきた。本稿は、論点が多岐におよび、かつ断片的な史料から立論した箇所も少なくないため、議論すべき点が多々残されているかと思う。また、所々別当制の展開過程にいくつかの画期を見出しおきながら、その画期の背景にあると思われる大きな変動との関連については、力不足からいっさい触れることができなかった。諸賢の厳しい御批判御叱正を切に願う次第である。

註

(1) 拙稿「所々別当制の特質」(『史学雑誌』一〇六—四、一九九七年)。以下、前稿というときは、すべてこれを指す。

(2) 除目に関する研究は少なく、その歴史的変遷を含め、全体像を正確に把握するのは現在のところきわめて難しい。そうしたなかであって、平安時代の除目に関しては、玉井力氏の一連の業績(同氏「平安時代の貴族と天皇」岩波書店、二〇〇〇年、第三部所収諸論文)が最も参考になる。以下、本章での玉井氏の見解は、そのうち、「平安時代の除目について」(初出は一九八四年、以下、a論文とする)、および「平安時代における加階と官司の労」(初出は一九八八年、以下、b論文とする)による。年勞については、玉井氏前註b論文を参照。なお、外記が「補任」に關与するようになるのは天長年間(八二四—八三三)以降とする理解も存する(吉川真司「律令官僚制の再編過程」(同氏「律令官僚制の研究」塙書房、一九九八年、初出は一九八九年)三六二頁)、論拠とされる

二つの宣言からは、そうした理解は導けないのではないか。

(4) 四所籍の骨格に関する理解は、黒板伸夫「四所籍小考」(同氏「撰関時代史論集」吉川弘文館、一九八〇年、初出は一九七二年)に負っている。

(5) 以下、前田家卷子本「西宮記」「北山抄」「江家次第」は、すべて「尊経閣善本影印集成」(八木書店、一九九三―一九七七年)による。

(6) 以下、「大間成文抄」は吉田早苗校訂「大間成文抄」上下(吉川弘文館、一九九三―一九九四年)に、「魚魯愚抄」「魚魯愚別録」は「史料拾遺」第四―八巻(臨川書店、一九七〇―一九七七年)による。

(7) 道長が内豎所別当であったことは、(i)十世紀初頭以降、内豎所の上級別当には筆頭公卿が宛てられるのが「例」となっていたこと(岡野浩二「所充の研究」〔渡辺直彦編「古代史論叢」続群書類従完成会、一九九四年〕三八―四四頁)、(ii)実際、同所別当が加署するものとされていた「内豎所籍簡」に道長が加署していること(御堂関白記「寛弘二年正月二十五日条、同三年正月二十六―二十七日条、小右記」寛弘二年正月二十五日条、の二点より証せられる。「内豎所籍簡」については次註参照。なお、この記事については、「下別当」を「別当二下シ」と訓む理解も存するが(山中裕編「御堂関白記全註釈」寛弘二年、高科書店、一九九九年)、「旁帳」は内豎所内部で作成されて外記に提出されるものであり、外記が内豎所の「別当等」に「下」すと訓むのはあたらなと思う。

(8) 内豎所別当が、所の統轄者として四所籍に関わっていたことは、「内豎所籍簡」からも伺うことができる。すなわち、除目初夜当日、除目御前儀に先立ち、公卿らはいったん議所に着したが、その際、大臣席のそばには、外記によって「内豎所籍簡」が三枚立てられた。この「内豎所ノ籍簡」とは、四所籍における任官候補者選出基準枠とでもいえるべき各種「籍」と、その「籍」それぞれを創設した際の「宣言」とを書き連ねた、

長さ六尺、広さ一尺四寸、厚さ四分の木簡であった。除目において、いまだ議所が実質的意味を有していたと考えられる九世紀頃には、この「籍簡」を参考にして任官候補者が選出されたものと推考される。さて、この「籍簡」には、その内実が失われた十世紀以降になっても、必ず内豎所別当が加署することになっていた。別当がいかなる意味で加署していたのかは必ずしも明白ではないが、少なくとも除目に際し、内豎所別当が所の統轄者として大きく関与していたことは、ここにも認められよう。

以上、「御堂関白記」寛弘二年正月二十五日条、同三年正月二十六―二十七日条、「小右記」寛弘二年正月二十五日条、「後二条師通記」永長元年正月二十二日条、「殿曆」康和四年正月二十一日条、「春除目抄」第一、御装束儀、同第二、次任内豎残、などから構成した。なお、「春除目抄」は「國書寮叢刊 九条家本除目抄」上下(宮内庁書陵部、一九九一年―一九九二年)による。

(9) 「所々奏」という語は、平安時代から南北朝期の除目書においては、広義狭義二つの意味で用いられていた。また広狭それぞれの内容も、時期によって変遷しているようである。ここで扱うのは、本稿のテーマに直接関係のある、十二世紀前半以前の狭義の「所々奏」である。

(10) 前田家卷子本「西宮記」巻二、年中行事、正月下、除目、同「北山抄」巻三、拾遺雜抄上、除目、「除目次第」中日、「春玉秘抄」中夜下(「魚魯愚別録」巻第六、任上喚使已下事、所々諸司奏所引(二六八―二六九頁))、「魚魯愚抄」巻第三、藏人方甲、所々奏已下、などによる。なお、以下、「除目次第」は吉田早苗「下郷共済会所藏「除目鈔」(「國書逸文研究」一六、一九八五年)による。また、「春玉秘抄」については、所功「春玉秘抄」の復原(「國書逸文研究」一八、一九八六年)を参照。

(11) 「西宮記」「北山抄」「除目次第」「春玉秘抄」の四書。項目名は前註に

同じ。

(12) 各故実書・除目書間で記述方法がやや異なっているが、内容的にはほぼ一致する。ただし『北山抄』ではfが、『春玉秘抄』ではeが、それぞれ欠けている。なお、『西宮記』ではa-fの所々のほか、随時のこととして「国史撰式所」を挙げる。『西宮記』の關係箇所末尾には「已上、延喜・延長大間抄所注」とみえ、また本文に付された細字双行注に「延長五年」云々とみえるから、『西宮記』の記述は十世紀前半のあり方を伝えるものと考えられる。

(13) 『大間成文抄』第四、所々奏、同書第七、所々奏、『魚魯愚抄』卷第三、藏人方甲、所々奏已下、など。

(14) 『魚魯愚別録』卷第一、外官除目儀式已下、職事撰申文事に所引(二五—二六七頁)。

(15) 玉井氏註(2) a 論文、二八六—二八九頁を参照。

(16) 『魚魯愚別録』卷第一、外官除目儀式已下、職事撰申文事に所引(二三—二三五頁)。「資仲抄」については、木本好信「資仲抄 覚書」(『國書逸文研究』一〇、一九八三年)を参照。

(17) 除目竟夜には、所々奏とは別に、「自解」と「労帳」のセットにより、滝口・所衆を諸司諸国の二、三分官に巡任する儀も行われた。『除目次第』任滝口所衆などを参看。

(18) 新型の所が中心となつて行つていた月奏においても、それを取り扱う藏人所は、旧型でありながら月奏を行うグループに含まれていた。所々奏と藏人所との関係も同様であつたと思われる。

(19) 時代は下るが、『魚魯愚抄』卷第三、藏人方甲、所々奏已下では、狭義の所々奏について、基本的に「藏人方」の扱いと規定しながらも、「或付外記」と注記している(一八二頁)。

(20) 渡辺直彦「藏人所別当について」(同氏「日本古代官位制度の基礎的研究」増訂版、吉川弘文館、一九七八年。以下、a 論文とする)、古瀬奈津子「殿上所充」小考(同氏「日本古代王権と儀式」吉川弘文館、一九九八年、初出は一九九二年。以下、本章での古瀬氏の見解はすべてこれによる)。

所々別当の補任にふれた論考は、ほかに、菊池京子「所」の成立と展開(『史窓』二六、一九六八年)、渡辺直彦「藏人式と藏人方行事」(前掲書、以下、b 論文とする)、下向井龍彦「ところあて」(『平凡社大百科事典』10、平凡社、一九八五年)、吉岡眞之「ところあて」(『国史大辞典』10、吉川弘文館、一九八九年)、今正秀「王朝国家における別当制と政務運営」(『史学研究』一九九、一九九三年)、岡野氏註(7) 論文等が挙げられる。

(21) 渡辺氏前註 a 論文、四六七—四六八頁、拙稿註(1) 論文、一六一—八頁。

(22) 以下、『範圍記』は京都大学附属図書館所蔵「範圍記」(『東京大学史料編纂所写真帳「範圍記」(六一七三—一九三)』による)。

(23) なお、本稿で用いている京都大学附属図書館所蔵「範圍記」は、重要文化財たる陽明文庫所蔵本の祖本にあたるという。藤本孝一「古鈔本「範圍記」「知信記」(『國書逸文研究』一五、一九八五年)参照。

(24) 踐祚後最初の藏人所別当補任日が確実に判明する例(十二世紀中葉以前)を挙げれば、以下の通り。なお、これらはすべて殿上所宛と運動して行われていることが確認される。

天皇	踐祚	即位	藏人所別当		踐祚からの 日数	典拠
			補任	被補任者		
村上	天慶九、九四六、四二〇	四九、四二八	四九、五、四	藤原実頼	一三日	公補
後一条	長和五、〇二六、正二九	四二、二七	四二、二六	藤原顕光	二七日	御登小右
後朱雀	長元九、〇三六、四二七	四九、七、〇	四九、三、二四	藤原実資	二二三日	範圍
堀河	徳徳三、〇八六、二二六	四三、二、二九	四三、六、三	源俊房	二〇二日	為房

* 公補：公卿補任、御堂；御堂闕白記、小右；小右記、範圍；範圍記、為房；為房脚記

- (25) なお、新訂増補故実叢書本「江家次第」巻第十四、踐祚上、讓位幼主儀は、長和五年（一〇一六）の後一条天皇即位に際し、藤原公任が作成した「新式」に大略符合している。渡辺氏註(20) a 論文、四五九頁参照。

- (26) 実例は、「小右記」長和五年正月二十九日条、「中右記」嘉承二年七月十九日条などを参看。

- (27) 拙稿註(1) 論文、一七一―一八頁。

- (28) 「公卿補任」承平六年藤原仲平尻付(新訂増補国史大系本、一八〇頁)の傍書。

- (29) 吉川氏「摂関政治の転成」(同氏註(3) 書、初出は一九九五年)。

- (30) 藏人所別当の創設時期については、早川庄八「宣旨補考三題」(同氏「日本古代の文書と典籍」吉川弘文館、一九九七年、初出は一九九四年)一九六―一九七頁を参照。

- (31) 論拠は「台記」久安三年六月十七日条。

- (32) 註(20)の諸論考を参照。ただし、大歌所六位別当については、壬生

本「西宮記」第九軸諸宣旨に、

大歌所六位別当・御琴師并和受歌師。依奏、被下宣旨
於本所。(下略)

とみえて、殿上所宛とは別に補任されていたらしい。実例としては、「朝野群載」巻第五、朝儀下に収められた長和四年(一〇一五)の奉勅上宣

が挙げられる(新訂増補国史大系本、二二四―二二五頁)。以下、「朝野群載」は同本による。なお、以下、壬生本「西宮記」は宮内庁書陵部所蔵「西宮記」壬生官務家旧蔵本(五一〇/八)写真版による。

- (33) なお古瀬氏は、殿上所宛の儀式次第を十一世紀以降の諸記録から復原しておられるが、壬生本「西宮記」第十軸宣旨事、諸司諸寺所々別当事などによると、そうした次第は基本的に十世紀までさかのぼることが知られる。

- (34) 古瀬氏は、この上卿を藏人所別当にひきつけて理解しておられるようであるが(例えば四〇九頁)、実例を検するに、藏人所別当以外の上卿も殿上所宛の執筆をつとめている(「貞信公記抄」天慶九年五月三日条、「小右記」長元四年九月十六日条、「範圍記」長元九年十二月十四日条等)。

上卿としての行為と藏人所別当としての行為は峻別して考えるべきであろう。

- (35) 新訂増補国史大系本、一六八頁。

- (36) 大隅清陽「弁官の変質と律令太政官制」(史学雑誌)一〇〇―一一、一九九一年)ほか。

- (37) 拙稿註(1) 論文、六頁。

- (38) この点において、内侍宣によって補任される藏人所別当は特異な存在となる。藏人所別当の本来的な性格については、草創期の藏人の性格とあわせ、後考を期したい。

- (39) 新訂増補国史大系本、二二二―二二三頁。

- (40) 古瀬氏註(20) 論文、四一七頁。

- (41) 「朝野群載」巻第五、朝儀下所収の同日付藏人宣旨書(二二二―二三三頁)。なお「中右記」同日条によれば、この日、堀河天皇の御書所始が行われている。

(42) 藏人方宣旨と藏人宣旨書との関係については、拙稿「為房卿記」と政務文書（五味文彦編『日記に中世を読む』吉川弘文館、一九九八年）二八一—三四頁を参照。

(43) 統群書類従完成会本『群書類従』第七輯、七五二頁（以下、『伝宣草』は同本による）。『伝宣草』附載「諸宣旨事」は、これまで十四世紀に成立した『伝宣草』の一部として扱われることが多かった。しかし早く清水潔氏が看破されたように、この「諸宣旨事」はもともと一書であった可能性があり、内容的には「平安貴族政治の盛んなりし頃の実態」を記している（同氏「伝宣草の成立」『皇学館大学紀要』一五、一九七七年）二六九—二七一頁。一見する限り、その原型成立は十世紀にさかのぼり、その後数次の追記を経て、院政期から鎌倉時代初頭頃に現在の姿に至ったように思われる。詳細な検討は後日を期したい。

(44) その他の諸所別当も、臨時・随時に補任されることがないわけではなかった。その場合、その補任は太政官を通じて行われた。『伝宣草』附載「諸宣旨事」補諸司所々検校別当事（七四六頁）を参看。

(45) そうした理解は、次に掲げる「侍中群要」第十（任官類事）、所々別当に拠っていたようである（目崎徳衛校訂・解説「侍中群要」〔吉川弘文館、一九八五年〕一八〇頁。以下、『侍中群要』は同本による）。

・所々別当事

【家】上卿奏仰、於御前（卷）定之。有職用所紙筆等。但被補陣中所々別

当者、令奏慶由。陣中、謂近衛陣内。其所、校母殿、内殿所。進物所、御厨所、恭殿、作物所等也。（下略）

ここでは慶賀を奏する諸所別当として、「陣中所々別当」が挙げられている。ただしいま問題にされている八ヶ所のうち、「陣中所々」とされているのはわずか三ヶ所のみであることに注意されたい。

(46) 渡辺氏註（20）b論文、五六二頁。例えば、前註掲出史料の細字双行注

に「陣中、謂近衛陣内」と明記されている。「陣中」が「禁中」と認識されていたことは、「親信卿記」天延二年五月二十四日条（陽明叢書記録文書篇第六輯 平記・大府記・永昌記・愚昧記 思文閣出版、一九八八年。以下、『親信卿記』は同書による）を参看。

(47) 所々の所在については、菊池氏註（20）論文、三頁参照。

(48) 市川久編『藏人補任』（統群書類従完成会、一九八九年）参照。

(49) 古瀬氏註（20）論文、四一八—四一九頁。

(50) 玉井氏は、「私は、殿上所充を本格的な撰関制成立の前段階のものと考えている」と述べておられるが（十・十一世紀の日本）〔同氏註（2）書〕一七頁。初出は一九九五年）、卓見と思う。

(51) 西本氏「藏人式」と「藏人所例」の再検討」〔史林〕八一—三、一九九八年）。

(52) 天理大学附属天理図書館所蔵「拾芥抄」〔〇三二/イ九一/三〕。

(53) 西本氏註（51）論文、一一七、一二一—一二二頁。なお、西本氏が拠られた「拾芥抄」がどの写本にあたるのか判じえなかつたので、ここでは仮に天理図書館所蔵本を用いて紹介した。

(54) 「拾芥抄」に関する参考文献は、橋本義彦・菊池紳一「尊経閣文庫所蔵『拾芥抄』解説」〔尊経閣善本影印集成 拾芥抄〕八木書店、一九九八年）九頁に列挙されている。なお同解説は、「拾芥抄」古写本についての簡便な解題となっている。

(55) 東京大学史料編纂所所蔵「拾芥抄」〔S〇〇〇六/一〕。

(56) 京都御所東山御文庫所蔵「拾芥抄」〔一六三/二六〕。

(57) 京都大学附属図書館所蔵「拾芥抄」〔五一—一七/シ九/貴〕。なお閲覧にあたっては、京都大学電子図書館の便宜に与った。

(58) C系統の諸本は、「延木例」の「木」を「喜」につくる。以下、一々断らない。

(59) B系統にあたるのは、天理本のほか、東京大学附属図書館本・東京国立博物館所蔵本・尊経閣文庫所蔵本・大東急記念文庫所蔵本。

(60) 橋本・菊池両氏註(54) 論考、九頁。

(61) 天理本は、親長本を直接の祖本とする。また東京国立博物館所蔵本は、親長本を親にもつ言継本から出たものと考えられる。

(62) 以上の調査結果は、海野一隆氏による考察結果(同氏「拾芥抄」古写本における地図(上)(下)」「ビブリア」一〇一、一〇二、一九九四年)と若干異なるものとなっている。詳論は機会をあらためて行いたい。

(63) 進物所・校書殿の「預」については、第一章2節を参照。

(64) 史料編纂所本が「拾芥抄」の古撰本であることを明確に認めておられるのは、和田英松氏のみ(同氏「本朝書籍目録考証」明治書院、一九三六年、四四五―四五〇頁)。なお、橋本進吉「東京帝国大学文学部史料編纂所所蔵 古鈔本拾芥抄 解説(複製本「拾芥抄」古典保存会、一九三七年)が、同本に関する最も慎重かつ詳細な考察となっている。

(65) 史料編纂所本は、B・C系統「拾芥抄」が「所々」とする項目名を「所々事」とする。この「所々事」という項目名は、「西宮記」と一致する。

(66) 例えば、侍従所の項では、「西宮記」の記述の文末に「美福門内東敷也」の字句を加えると史料編纂所本となり、これにさらに「或別当・預・権預在之」の字句を加えるとC系統「拾芥抄」となる(B系統は侍従の項を脱落)。また内豎所の項では、「西宮記」の記述から「中将・六位」「有頭・執事」等の字句を削り、「鳥」の字を「馬」に替えるなどすると史料編纂所本となり、そうしてできた文面の末尾に、改行して「匡遠本、以大臣・中将・六位為別当。有頭・執事」の文を加えるなどするとB・C系統「拾芥抄」となる。

(67) 「拾芥抄」の原資料の一つに「西宮記」があったことは、西本氏註

(51) 論文、一二〇頁、注④を参照。なお、「拾芥抄」「所々(事)」項の前に置かれた「八省指図」「宮城指図」「京図」の各項は、「掌中歴」上、京地歴をもとに成ったものであることが、橋本氏註(64) 論考、海野氏註(62) 論文(上七)、一六一―一七頁、で指摘されている。

(68) 壬生本「西宮記」第九軸諸宣旨、画所・作物所預事など参看。

(69) B・C系統の「拾芥抄」諸本では、「所々」項とそのあとに続く「宿所」とがそれぞれ独立項目のように記されているが、「西宮記」や古撰本「拾芥抄」段階では、「宿所」項は「所々事」項内の小項目として記されている。

(70) 渡辺氏註(20) b 論文、五四―一五四七頁。

(71) 「西宮記」をはじめとする一般故実書では、ふつう、藏人頭と五位藏人・六位藏人とを区別せず、「藏人」という総称を用いている。

(72) もっとも、こうした推断が正しいとしても、前田家卷子本「西宮記」が「藏人所延喜例」をどの程度正確に引載しているかは、「延喜例」の伝本、特にその原完本が存在しない以上、確認する術がない。ただ、「延喜例」と「西宮記」の成立年が大きく離れていないことからすれば、前田家卷子本「西宮記」が「延喜例」の姿を比較的正確に伝えている可能性は高い。

なお、B系統「拾芥抄」「所々」項の藏人項には、次のような記述がみえる。

式云、衆十二人。有内官。式、所衆廿二人・滝口廿二人。式、藏人八人。五位二人、或三人。六位六人、或五人。是皆職事也。

この記述は、「西宮記」や古撰本「拾芥抄」にはみえず、それ以降の伝写・改訂過程で追加されたものである(C系統の諸本、および新訂増補

故実叢書本は、「式」をすべて「或」につくる。あるいは「藏人式」の逸文を含んでいる可能性もあり、いま仮に掲出しておく。検討は後日を期したい。

- (73) 土田直鎮「内侍宣について」(同氏『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年、初出は一九五九年)二五八―二六〇頁、吉川真司「律令國家の女官」(同氏註(3)書、初出は一九九〇年)八七―九〇頁。
- (74) 菊池氏註(20)論文、二八頁。
- (75) 前田家卷子本『西宮記』十・十一・十二月、十一月新嘗祭事の裏書に所引。なお、新訂増補故実叢書本はこの辺りに混乱があり、この一文は別の箇所に入入されている(同書第一、二五四頁)。そのためか、これまで同文は他の年次のものとされ、また『醍醐天皇日記』としては扱われてこなかったようである。
- (76) 『親信卿記』天禄三年十二月十日条など参看。古瀬奈津子「行事藏人について」(同氏註(20)書、初出は一九八九年)三八五―三八六頁も参照。
- (77) 拙稿註(1)論文、二二―二五頁。
- (78) 『日本文徳天皇実録』嘉祥三年十一月己卯条、興世書主卒伝にみえる大歌所別当の例。なお、『日本文徳天皇実録』は新訂増補国史大系本による。
- (79) 太政官・内記等の上日奏が内侍に付して行われるものであったことは、拙稿註(1)論文、九―一頁を参照。
- (80) 新しい諸所別当の初見史料は、十世紀初頭の「藏人所延喜例」となる。
- (81) 下向井氏註(20)論考、同氏「べつとう」(『平凡社大百科事典』13、平凡社、一九八五年)、同氏「水左記」にみる源俊房と薬師寺(『古代学協会編『後期撰関時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年)、今氏註(20)論文、岡野氏註(7)論文、ほか。